

葉山町社会福祉協議会介護サービスセンター

(指定居宅介護支援事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が介護保険法第46条第1項に基づき開設する、葉山町社会福祉協議会介護サービスセンター（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多数な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 葉山町社会福祉協議会介護サービスセンター

(2) 所在地 三浦郡葉山町一色2512-14 須永マンション2階

(職員の職種、職務内容、及び員数)

第4条 事業所に勤務する職種、職務内容、及び員数は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員は、介護保険法に定める介護支援業務を行う。

2 職員の員数は別に定める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業の内容)

第6条 事業所は、利用者又はその家族からの利用申請に基づき、申請した利用者が居宅での生活を継続するために、最も適切な介護サービスを受けるための居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を作成する。

- 2 ケアプラン作成後もサービスの成果の評価と再アセスメントを行う。
- 3 事業者は、事業の提供にあたり、居宅介護サービス事業者や関係機関等を召集し、サービス担当者会議を開催する。
- 4 事業所は、要介護認定を受けるための相談・申請及び要介護認定更新のための申請に関する情報提供と援助を利用者又はその家族に行う。
- 5 事業所は、保険者からの委託により、要介護認定のための事前調査を始めとした各種調査を行う等、保険者への協力を行う。

(利用料金等)

第7条 事業所は、前条第1項の事業を行った時、厚生労働大臣が定める金額を利用料として保険者から収納する。

(事業の実施地域)

第8条 この事業を実施する地域は、葉山町内全域とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、事業の提供にあたり、自ら提供した事業等に対する利用者又はその家族からの苦情があった時、速やかに事情確認を行い、迅速かつ適切な対応により、その問題の解決を図る。

(損害賠償)

第10条 事業所が提供したサービスにより、利用者に損害が発生した時、その原因が事業所の重大な過失による時は、その損害を賠償する。

(従事者研修)

第11条 事業所は、従事者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所は、業務上知り得た要介護者・要支援者又はその家族に関する個人の情報は、正当な理由がない限り開示しない。

2 従業者は、業務上知り得た個人の情報についてその秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(委任)

第14条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。